

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十月十七日

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ奥田南店

所在地 岡山市奥田南町三〇一一一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

代表者の氏名 代表取締役 原田 昭彦

3 変更事項

(変更前)

大規模小売店舗を設置する法人及び大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名 代表取締役 福原 英典

(変更後)

大規模小売店舗を設置する法人及び大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名 代表取締役 原田 昭彦

4 変更年月日

平成十五年五月二十一日

二 届出年月日

平成十五年十月十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十五年十月十七日から平成十六年二月十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課
及び岡山市役所